

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年11月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800342号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800083号

第1 結論

請求者のA社における平成26年2月28日の標準賞与額を17万7,000円に訂正することが必要である。

平成26年2月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成26年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年2月28日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成26年2月28日に支給された賞与に係る年金記録は確認できないが、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金管理台帳、賞与明細表(以下「賃金台帳等」という。)、預金通帳(写)及び同社の回答、請求者から提出された平成26年分給与所得の源泉徴収票、請求者が居住する市から提出された給与支払報告書並びにB銀行C出張所から提出された取引推移表により、請求者は、請求期間において、同社から支給を受けた賞与額(17万7,600円)に基づく標準賞与額(17万7,000円)に見合う厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳等により確認できる賞与額から17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。